

令和3年8月16日

市内介護保険サービス事業者様

## 「利用者への説明・同意等に係る見直し」について（注意喚起）

日頃は本市介護保険行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度介護保険制度改正により、「説明」や「同意」など書面で行うことが規定又は想定されているものについては、書面に代えて「電磁的方法」によることができるとされたところです。

当該取扱いについて本市におきましては、NAGOYA かいごネットに関係通知や本市Q&Aを掲載しお示ししてきたところですが、改めて該当する基準省令や解釈通知を抜粋して記載するとともに本市Q&Aの該当項目をまとめて記載し周知いたします。

### 1 基準省令・解釈通知

本件に係る基準省令及び解釈通知については、各サービスに新たに追加されており、条項が多岐にわたるため、参考として、指定居宅介護支援に係る条項を以下に記載いたします。

#### （1）基準省令

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（一部抜粋）

##### 第5章 雑則

（電磁的記録等）

##### 第31条 省略

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

##### <留意点>

- ・ この内容は、従来の書面での署名・押印の取扱いに加え、電磁的方法により利用者の同意等の意思表示を確認することでも可とするものです。同意等を省略するものではありません。
- ・ 電磁的方法により行わない場合は、これまでと同様に、書面で行う必要があります。

## (2) 解釈通知

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」 (一部抜粋)

### 5 雑則

#### (1) 電磁的記録について

省略

#### (2) 電磁的方法について

基準第31条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

- ① 電磁的方法による交付は、基準第4条第2項から第8項までの規定に準じた方法によること。
- ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
- ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
- ④ その他、基準第31条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

#### <留意点>

- ・ この内容においては、「交付」や「同意」などを電磁的方法で行う場合の取扱いについて示されています。同意等を省略するものではありません。
- ・ 電磁的方法により行わない場合は、これまでと同様に、書面で行う必要があります。

## 2 本市Q&A

本市Q&Aについては、設問の追加等、更新されることもございますので都度ご確認ください。

<問 No. 135>

契約書、重要事項説明書の署名や押印は不要として差し支えないか。また、署名や押印を不要とした場合の代替手段とは具体的に何か。

(回答)

今回の基準の改正により、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、事前に相手方の承諾を得た上で、書面に代えて、電磁的方法によることができるとされました。

具体的には、例えば、電子メールにより利用者が同意の意思表示をする方法が考えられます。署名・押印を求めない場合は、上記のような対応を行うことが必要となります。なお、従前のとおり署名・押印欄を設けることも可能ですが、押印をしなくても、契約の効力に影響はありません。

また、契約書等の押印については、「押印についての Q&A (令和 2 年 6 月 19 日 内閣府・法務省・経済産業省)」を参考に、適切な対応を行ってください。

<問 No. 136>

ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について見直しを行うとあり、「等」に含まれる文書とは具体的には何が含まれるのか。

(回答)

書面で行うことが規定されている又は想定される交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものについては、電磁的方法（電子メール等による同意の意思表示の確認）で行うことが可能となりました。

電磁的方法が可能となったものは、居宅サービス計画、重要事項説明書の他、個別計画書（各種加算関係の計画書も含む。）、個人情報使用同意書等が考えられます。

<問 No. 138>

電磁的方法への変更は、契約書及び重要事項説明書等への記載は必要なのか。

(回答)

電磁的方法を行うことについて、契約書及び重要事項説明書等への記載までを求めてはませんが、事前に利用者等の承諾を得た上で電磁的方法に変更する必要があります。

<問 No. 116>

これまで、居宅サービス計画書第1表に署名・押印を、第6表に押印を求めていたが、今後は署名を求めなくてもよいか。

(回答)

居宅サービス計画の内容について、文書により利用者から同意を得る取扱いに変更ありませんが、今回の基準の改正により、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されているもの等については、相手方の承諾を得た上で、書面に代えて、電磁的方法によることができるとされました。具体的には、例えば、電子メールにより利用者が同意の意思表示をする方法が考えられます。

<留意点>

- ・ 「利用者に口頭で同意を得て、支援経過記録に記載する」という方法は想定しておらず、従来の方法（第6表であれば、余白に署名をいただく等）または電磁的方法で同意を得る必要があります。
- ・ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の第13条について、ケアプランの同意に係る内容に変更はありません。
- ・ 令和3年3月31日に厚生労働省より発出されている通知「「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」（介護保険最新情報 Vol. 958）では、居宅サービス計画書標準様式の第6表（サービス利用票）にて利用者確認欄が削除されておりますが、記載要領の「利用者確認」の項目では、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に利用者の確認を受ける。」との記載は以前と変わらず残っております。

(問合せ先) 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係  
電話：052-972-3087 (居宅系サービス)  
052-972-2592 (施設系サービス)